

新エネ利用特措法改正検討委員会 第3回会合 議事録

日時：2005年12月14日（木）12:30～14:30

場所：衆議院第2議員会館第1会議室（東京都千代田区永田町）

参加者：末尾「参加者リスト」参照

第3回の議論のテーマ：

自然エネルギーへの経済支援の仕組み

趣旨：ランニング（kWh）補助、RPS法下でのリスク低減、費用負担のあり方など、自然エネルギー促進のコスト面・経済面の仕組みに焦点をあてて議論する。

議事次第（敬称略）：

1. 開会・進め方など（GEN）

2. 自然エネルギーへの経済支援の仕組みについて

報告：自然エネルギーへの経済支援の仕組みについて...見学信一郎（東京電力株式会社）

報告：同上 ...遠藤昭（日本風力開発株式会社）

報告：同上 ...船曳尚（ナットソース・ジャパン株式会社）

報告：同上 ...関谷毅史（環境省地球環境局地球温暖化対策課課長補佐）

報告：自然エネルギーへの経済支援の仕組みについての論点

...飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク（GEN））

3. 質疑応答・議論

4. 閉会・その他（GEN）

当日配布資料一覧（ホームページ別枠に掲載）：

趣旨・進行案（GEN）

参加予定者一覧（GEN）

第3回 新エネ利用特措法改正検討委員会 議論のテーマと論点（GEN）

自然エネルギーへの経済支援の仕組みに関する考え方のポイント（東京電力）

環境税の具体案（骨子）/環境税収の使途（環境省）

経済支援の仕組みメモ・制度の骨格見直しのための論点（GEN）

（参考資料）GENが提案している3つの制度試案（GEN）

議事録

（注1：以下、すべて敬称略です）

（注2：当日配布資料があった報告は、詳細を略し配布資料参照とさせて頂いている場合があります）

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 司会の挨拶。配布資料の確認と本日の議事予定の説明。
- ・ 本年度の会合は今日が3回目である。1回目は情報共有という形で8月に開催した。その後テーマ

を決めて開催するというので、今回は特に「太陽光発電を巡る制度」ということでやらせて頂いた。今回は「自然エネルギーへの経済支援の仕組み」というテーマで、特にテーマを絞って議論をしたいと考えている。このテーマについては、資料の名簿の次のページの「今回の議論のテーマと論点」に記載している。このようなポイントで皆様からご報告頂いて、それを受けて議論をさせて頂きたいと考えている。

- ・ 今回の議事予定であるが、そこに記載してある通り、4名の方からご報告を頂く。それから私ども「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク（GEN）の方から若干の論点の提示をさせて頂いて、まとめて議論という形にしたいと思う。
- ・ 毎回資源エネルギー庁に報告をお願いしているのだが、今、審議会の新エネ部会 RPS 法小委員会で検討中であり、現在ヒアリングをやっている段階でありこれから論点を出していくという状況にもある等のいくつかの理由で、今回はこのテーマでの報告は遠慮したいということで辞退された。そのため今回は、資源エネルギー庁からのご報告は残念ながらないということで、ご承知おき頂ければと思う。
- ・ 本日の報告は、資料に記載されている通り、東京電力の見学さん、日本風力開発の遠藤さん、ナットソース・ジャパンの船曳さん、環境省の関谷さんということでお願いをしてある。
- ・ なお今回はコストに関することや経済支援の仕組みということで、いろいろと答えにくく難しい論点もあり、遠藤さんや船曳さんからは、あくまでも会社の立場ではなく個人の立場で発言するというので事前に伺っているのので、その旨皆様にもご理解頂ければと思う。
- ・ それでは、それぞれ大体 10 分程度を目途に順次ご報告を頂きたい。国会議員の方については、いらっしゃるところで随時コメントを頂くようにする。それではまず東京電力の見学さんからご報告をお願いしたい。

見学信一郎（東京電力株式会社企画部調査グループ）

- ・ お手元の資料をご覧頂きながら説明したいと思う。
- ・ まず大きな論点の「RPS 法を前提とした仕組みの議論」についてである。
- ・ 論点の 1 つの「目標の長期化について」どう考えたらいいか、という点だが、当社としては、自社あるいはグループ会社を通じて新エネルギーの開発や他社からのクレジット購入等を懸命に進めており、まずは現行制度の 2010 年（平成 22 年）の RPS 義務達成に向けて頑張っていくしかないというところである。激変緩和の経過措置がとられているが、平成 19 年度あたりからだんだん勾配が強くなっていく。私どもの現状の見込みとしては、2010 年断面で RPS 義務量を達成するという見込みは未だ全く立っていない。今後、導入して行く事業者さんからどういうご提案があるのか、あるいは自社でポートフォリオとしてどういう作り方をした方がいいのか、走りながら考えて行くしかないというところだ。達成できなければ行政罰を受けるという立場にあるので、そういう不安を抱えながらではあるが、とにかくやって行くしかないというところである。
- ・ 資料の下（グラフの下）の方に行き、今後義務量の増大に伴い、例えば、風力の立地地点やバイオマスの資源調達等諸条件が厳しくなっていくと思われ、当然コストも価格も上がってくるだろう。長期化という意味での義務量の設定にあたっては、費用対効果や経済負担について、他の CO2 削減対策とも照らし合わせて評価が必要なのではないか。換言すれば、民間企業に対してどこまで規制で求めて行くか、特に今の規制緩和の流れから考えると、慎重に議論して頂く必要があるのかなと

思う。

- ・ 私どもとしては、実際にどういう電源が長期的にどのくらい導入可能量があり得るかということ、きちんと見極められる段階に今まだないと思う。その中で我々は、もし目標の長期化という形になれば見通しの立たないままで規制の強化を受けることになる。他方、今自由化だとか、あるいは従来からガス会社や自家発電事業者との厳しい競争に直面している中で、我々は規制を受ける形でコスト増となる。自然エネルギーに対する政策と、競争で切磋琢磨していくという政策と、いろいろな政策との整合性なども考えて行かなければならないと思っている。また、目標の長期化というご意見・ご要望がある背景には、おそらく、プロジェクトを立ち上げる以上、電力会社が長期にコミットしてもらわないとなかなか事業計画が成り立たない、あるいは金融のファイナンスがつかない、ということがあるのではないかと考えている。そういうことであるならば、制度というよりも私契約の中で、契約の長期化といったものをお互いの歩み寄りの中で解決して行くという方法がむしろ良いのではないのか。今、こういう形で我々として契約の長期化をコミットするということをこの場で私が言うのは無責任になるので言えないが、むしろそういう契約ごとの中で決めていくという方法が自然ではないか。個々のプロジェクトによっていろいろな条件があると思うので、制度で一律的に決まるものではないとも思う。
- ・ 2点目の「市場の流動性を高めることについてどう考えたら良いか」ということだが、そもそも論ではあるが、市場の流動性を高めるべきかどうかということもある。つまり、必要な義務量を調達できる手段というものが、必ずしも一般の市場でなくても相対でも調達できることもあり、また、流動性が高いというのは、ある意味それだけ供給量が豊富ということであり、供給量が豊富というのは自然エネルギー事業者側からすれば価格の下落ということにもつながるだろう。あるいは今バンキング量が超過しているという指摘もあるが、そういったバンキング量の増加にもつながるだろう。市場の流動性そのものが必ずしも必要かどうかということは、議論すべきところだと思う。また、市場の構造を見たところ、もともと売り手・買い手がそれほど多くない中で、流動性を高めるのはなかなか難しいところがある。かつ資料にも書いてある通り、それぞれの立場によって置かれているポジションに違いがある。例えば売り手の中では、例えば風力事業者などは長期の契約を主体に望まれている。あるいはここ（資料）に「スポット契約」と書いたが、例えば廃棄物・ゴミ発電の事業者は年ごとの契約をローリングする戦略を取られる方が多いだろう。そうしていくと、市場にどういう形で出てくるかというのは、それぞれの立場によって違ってくる。買う側も、義務量の多い電力会社としては、長期契約・相対契約で出来るだけ多く固めておく方が安心であり、こういう戦略をとるのが自然でもある。他方、例えば PPS に関して言えば、義務量の絶対量が少ないので、長々と交渉してやるよりは、スポットで単価はやや高めでも、事務コスト等を考えると、仕上りのコストとしてはそれほどの金額ではない、というような戦略を考えることもあるだろう。そういう意味では市場の流動性というものがあればいいかということ、なかなかそういうことでもないのかなと思う。
- ・ 次の「価格の安定化」と「技術の成熟度」についてである。今の RPS 法については色々な議論の結果、市場メカニズムを活用してコスト低減インセンティブを図りつつ新エネルギーの開発導入が図られることを目的としているので、そういう中で価格というものが形成されていく、という理解している。他方、技術の成熟度の違いは確かにあろうかと思うが、市場メカニズムという趣旨の中で、電源間の競争効果によって技術の成熟も図られることを、我々としては期待しているところである。

参考までに「RPS 法下における新エネルギー等電気等の取引価格」ということで、風力・太陽光・水力・バイオマスの最高価格・最低価格を資料に載せている（左下の表）。最高価格というのは、風力・太陽光・バイオマスは電力会社で提示している購入メニューに基本的には近い値になっており、その相当価格ということになるかと思う。

- ・ それから、大きな切り口の 2 つめである「RPS 法を前提としない仕組みの議論」ということだが、その 1 点目の「固定価格・固定枠・両者のハイブリッドなど、全体をどのような制度にするのが望ましいか」ということに関しては、今私どもとしては、固定枠というものがあって、この制度でどうやって頑張っていくかということである。固定価格あるいはハイブリッドに関して、なかなか今意見を申し上げられる立場ではないかなと思っている。
- ・ さはさりながら、電力会社としてどんな考え方かということだが、2 点目に費用負担についてどう考えたらよいかという項目があるが、我々としては資料に書いた通り「電力会社、自然エネルギー事業者、政府、国民が一体となり、それぞれが等しく負担するような形で、自主的に行動することにより普及・促進される社会的な仕組みが重要である」と考えている。つまり、制度とか規制ということではなくて、「自主的な」取り組みという中でやっていくことの方が、定着という面も含めてあるべき姿なのかなと思っている。現在行われている新エネ部会においても、需要家・消費者という需要側参加型の仕組みというものが必要というご意見があるということを認識している。私どももそういう意味での制度というものを、私どもなりに作っており、それがここ（資料）に書いてある、消費者・企業の環境貢献への拠出希望と電力会社の支援を一体的に有効活用する「グリーン電力制度」である。これには 2 つあり、個人向けの「グリーン電力基金」と、企業向けの「グリーン電力証書システム」というものを導入している。グリーン電力基金は、資料のイメージ図の通りだが、一応制度は作ったのだが、なかなか普及が伸びず悩んでいる。是非こちらにおられる方々にもご賛同頂いて入って頂ければという希望は持っている。これはマッチングギフトといって、頂いたお金と同額寄付して基金自体を倍加し、倍加した基金で独立性のある委員会が助成先を決めて、という形でやっている。細々とではあるが、助成件数も助成額も伸ばしているのが、資料の図の右のグラフである。一方「グリーン電力証書システム」も資料のイメージ図に書いてある通りだが、やはり環境意識の高い企業においては相応の引き合いを頂いている。ソニー・アサヒビール・トヨタ自動車等々から、こういった契約を頂戴している。なかなか事業としては厳しいところではあるが、一生懸命頑張っているところである。
- ・ 「環境税（炭素税）の活用についてどう考えたら良いか」という点についてだが、私ども昨年来から申し上げている通り、経済と環境の両立という大原則の下、産業界の自主的な取り組みを積極的に支援し、活力をそがない政策を主張している。今申し上げてきたように、電気事業者としては既に RPS 法であるとか、自主的な取り組みの中での温暖化対策としては、熱効率の向上であるとか原子力の稼働率を上げるなどにより CO2 排出量を削減するよう懸命に頑張っているところである。また、平成 15 年の税制改革の中で、石油石炭税について一部炭素税的な要素が組み込まれているということで、既にそういった形での課税というものを我々は受けている。にもかかわらず、環境省からの提案は、電力とガスを中心として課税対象にするという提案なので、我々としてはなかなか努力をお認め頂けてないということが残念であり、我々としてはこれに反対する立場にある。環境税導入の前に、産業界も CO2 削減に一生懸命取り組んでいるつもりである。むしろ民生や運輸といった所の施策の実効性の向上だとか、環境対策に既に 1 兆円近い財政規模があるという中で、その使

途の選択や集中の辺りに、もう少し議論や改善の余地がないのかというのは事業者として感じているところである。

- ・ 温暖化対策については、税の政策は言ってみれば最後の姿なのではないか。例えば今消費者ニーズで環境を志向しない商品というものはだんだん駆逐されて行くという傾向も見えてきており、そういった市場のニーズ、消費者のニーズに合わせて企業というものは知恵を絞っているいろいろな商品開発をしている。それは電力会社、電気についても変わる所ではない。ただ現行において再生可能エネルギーというものは量的にとれないものなので、電源全体からすれば補完的な立場ではあるが、それを懸命に取り組んでいるところであり、そういったものが消費者のニーズに応えるものであるならば、それをもっと進めて行くことになるだろう。いずれにしても、企業の活力をもっと利用するという形の方が最終的には定着する、と思っている。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ ありがとうございます。見学さんが始めにおっしゃった、資源エネルギー庁の辞退について、お伝えしていなかったことは事務的な不手際で大変申し訳なかった。今回は事務的に予定通りに行かないことが多く手が回らなかったこともあり、大変申し訳なかった。
- ・ なお見学さんはこの後会議があり途中で退出しなければならぬということなので、環境省のご報告の前あたりで見学さんへの質疑を含め一度議論をしたいと思う。
- ・ それでは次に、日本風力開発の遠藤さんをお願いします。

飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ その前に一点だけ。先程見学さんも言っていたが、あくまで今日の発言は「個人」の立場での発言ということで、議論を進めて頂きたい。今日の発言を引用して、「誰がこう言った」などということにはしないようお願いしたい。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ そのようお願いします。
- ・ それから言い訳が多くて申し訳ないが、風力発電の事業者については日本風力発電協会にお願いしていたが、全く物理的な理由ではあるが1週間程前に参加が難しいというご連絡を頂き、それからいろいろお願いをして、今回は事前に申し込みを頂いていた遠藤さんに無理にお引き受け頂いた。

遠藤昭（日本風力開発株式会社）

- ・ 見学さんは理路整然とお話しされたが、私の話は論点がぼけるかもしれないがご勘弁頂きたい。
- ・ また今日来たら風力発電の大先輩の堀さんも出席されており、本当は堀さんにお話し頂いた方が良かったかもしれない。
- ・ 風力発電事業者としての発言を求められているが、事業者代表でも経営者でもなく顧問という現在の私の立場では不適格な気もするが、GEN 畑さんからの強いご要望があったので、新エネルギーの中の風力発電事業に十年間関わってきた者として若干のコメントをさせて頂く。また、自然エネルギーの中では太陽光発電及びバイオの重みがあると思われるが、風力以外の新エネルギーについては門外漢でも有り、風力発電導入促進の個人的立場ということをご了承の上、申し上げたい。

- ・ また今までの繰り返しが多いかもしれないが、何回もしゃべることで皆様方のご理解が深まることもあるかと思う。
- ・ 京都議定書批准後のCOP11 モントリオール会議も終わり京都議定書が正式に動き出し地球温暖化対策も新しい時代に入ったと考える。我が国においても2012年までに1990年比CO₂の6%削減が義務付けられ、環境省及び経済産業省が中心となって国を挙げて努力されている所はご承知の通りである。その具体策の一つとして2010年新エネルギー石油換算1910万klの導入が義務とされ、その達成のための最大の努力を関係者は求められている。
- ・ 現在誰もが自然エネルギーとしての風力発電導入について大いに推進すべきと考えておられる。ちょうど今年がRPS法見直しの時期でもある。RPS法以外にも導入促進の手段があるかとは思いますが、法律として施行され、各関係委員会で種々検討されている現状からその前提で申し上げたいと思う。申し上げたい大きなポイントは、3点ありその1つは導入促進のための事業の安定性である。その2は安定的事業と絡むが、系統連系上での電気の品質の安定と言うか出力制御可能な電気とするためのコスト負担の問題であり、その3は規制緩和である。自然公園法の件は、規制緩和でなく基準の明確化だと考える。
- ・ さて現在、2010年我が国の目標の風力で300万kWに対して、導入実績は系統連系許可済で140万kW強といわれている。これまでの導入事業については、大部分が以下のものによって成り立っている。まずは電力会社のボランテア的買電価格による対応、すなわち1992年に始まった余剰電力購入制度と1998年以降の商用風力長期電力購入メニューである。次いで、国の支援策、すなわち1995年からの風力発電フィールドテスト事業による風況精査事業や、1997年からの地域新エネルギー導入促進対策事業及び新エネルギー事業者支援事業などの補助金である。そして私ども事業者の、風という自然現象に依存する事業リスク負担であり、それらによって成り立っている。
- ・ ではこれからはどうなるだろうか。「2010年300万kW」達成について問題・課題が出てきたというのが現状だと思う。かなりの方からは相当な異論が想定されるが、一部の電力会社からは連系量についての制限が言われている。その対策として蓄電池活用とか、解列前提だとか、あるいは電力会社間連系線の活用とかの意見がある。電力会社の現有設備での連系可能量の拡大並びに系統強化を図って頂きたいと思うが、現在は、新エネ部会の系統連系対策小委員会にて蓄電池に関するワーキンググループ「蓄電池システム導入技術検討会」が立上げられて専門家が検討し始めたところであり、その結果に期待したいと思う。
- ・ 今後の方向として、品質安定化のため蓄電池をかませることによる連系が検討されている訳だが、事業者の立場を代弁するならば、適地選定からの時間経過のみならず稼働後の事業性判断の基盤は長期見通しが絶対条件となる。長期の見通しがないと銀行などからの資金調達の面からも大きなリスクを負うことになり、事業性を検討し難いこととなるからである。
- ・ 国からの補助金があるが、いつまでもそれに頼る訳には行かないことも充分理解できるが、風力発電事業は未だ産業基盤は不十分であり、今のところ補助金に頼らざるを得ないことをご理解頂きたい。
- ・ 前に申し上げたようにこの事業性判断は、長期的見通しが必要で、出来れば15年先までの、敢えて申し上げれば本音は「少なくとも15年先」と言いたいのが、RPS法に基づく目標が出来れば義務として確定されれば事業性の判断が非常にし易い。ただもちろん、これに対しては異論反論は当然ありと思う。

- ・ さらにこれからの風力発電適地については、海岸線で適地の多い自然公園規制区域のみならず消費地近隣の適地は余りなく、送電線までの距離の遠隔化が必須であり、自然公園法上の「基準の明確化」とどまらない規制緩和が望まれる。また送電線費用のさらなる負担についても検討がなされることが望まれる。それは、本体費用・工事費の低廉化以上に送電線費用負担が高くなっていくからである。
- ・ また、蓄電池を絡めたウインドファームについては、その費用負担が kWh 当たりで、現状の努力している単価より相当な額（8～10 円程度）上回ると予想される。現在の、RPS 価値の法的上限価格が 11 円/kWh で、現電気価値が 3 円前後という状況では、事業性は非常に厳しいと言わざるを得ない。「電気価値 3 円」の見直しを電力各社は検討され始めていると言われていたが、なかなか上がりそうになく、風力業界の努力だけでは限界がある。個人的な単純な手前勝手な疑問であるが、これからの市場形成上の理由があるとは思いますが、何故上限価格があって下限価格がないのかという感じがする。また正常な意味での RPS の市場形成が可能なのかどうか疑問があるが、市場問題については後程ご専門の船曳さんが話されると思うのでお任せしたいと思う。
- ・ 今の風力発電事業は、前に申し上げたように補助金に依存しているが、基本的には電力会社によるボランティア的受け入れと事業会社のリスク負担とで成り立っている。これは私の持論だが、クリーンエネルギーにはやはりお金がかかるということ、電力会社と事業会社だけでは負担しきれなくなることを消費者に理解し認識して頂くことが必要であり、国による自然エネルギー事業に対する啓蒙の必要性とともに補助金などについて受益者負担の原則を申し上げたいと思う。多く電気を消費する人が、それ相応に負担する原則である。現在環境税（炭素税）の話しも出てきたが、具体的には、電源開発促進税の活用というか転用が考えられよう。電促税は現在毎年余裕があるようであり、当然異論があるとは思いますが、新しい租税などによる負担より消費者の理解が得られるのではないかと思う。
- ・ 最後になったが、総合資源エネルギー調査会需給部会で 2030 年のエネルギー需給展望が出されている。それに基づいて、風力発電については NEDO より 2030 年のロードマップが発表されている。すなわち、陸上 700 万 kW、洋上 1300 万 kW、累計 2000 万 kW の目標値が掲げられた。ちなみにその前の 2020 年では、その半分の計 1000 万 kW（陸上 620 万 kW、洋上 380 万 kW）となっている。また、先週の 12 月 8 日・9 日横浜で開催された世界風力会議（GWEC）設立記念の風力発電国際シンポジウムで発表された例として、ギリシャのクレタ島などでは（蓄電池なしで）大量の風力発電の連系が行われている。EU その他風力先進国では系統容量に対し 20～25%の風力発電容量の連系でも問題はないとの発言があった。国による連系環境の違いがあると思われるから日本でも同様に可能かどうかは疑義があるところではあるが、日本の現実対応との違いを痛感させられた。
- ・ また、GEN の最新ニュース 32 号にて大林さんから報告されているが、11 月 7・8 日に開催された北京自然エネルギー国際会議では、ディマ EU 環境大臣が EU における 2020 年の自然エネルギーの導入目標として一次エネルギーで 25%を支持する旨の表明があり、中国からも 2020 年に一次エネルギーの 15%を自然エネルギーにするといった目標が宣言されたということからも、それぞれお国の事情があるものの各国の相当な自然エネルギー導入の意気込みが感じられる。
- ・ 先週の国際シンポジウムで感じたことは、先進各国が今までも今後も国を挙げて導入に意欲的で国策として強力に支援していることが印象的であった。これは供給電力の違いがあるが、日本に於ける戦後の急速な経済復興の元となった電気の供給について、昭和 20 年以降、強烈なリーダー・電力

の鬼と称された松永安左衛門さんのお蔭で産業の源である電気を地区分割では有るが、各電力会社自身が発電所を立上げ、送配電線網を構築し潤沢に安定的に品質の良い電力供給に全責任を持った我が国電力供給の歴史に思い至った。

- ・ 一方その席で、今日は来られなくなった日本風力発電協会からは、風力発電事業に関わる産業の発展を考えた場合、むしろ風力産業として生き残るためには、風力発電事業の規模としては2030年に最低1180万kWという目標も発表された。
- ・ 先進各国の高い導入目標にも驚かされましたが、限界の見えてきた陸上風力に対して、いろいろな課題はあるがEUで既に実用段階にある洋上風力（オフショア）に目を向けるべき時が来たかなと痛感した次第である。
- ・ 最後の最後になるが、今後クリーンな自然エネルギーである風力発電導入に対しは、一般に言われる「産・官・学」のみならず政治サイドと消費者を含めた「政・民・産・官・学」のご理解とご支援ご協力を頂くことが前提になると思う。我々風力事業者に対しても最大の努力が求められているし努力すべきと思うが、皆様方のご理解とご支援をお願いしたい。
- ・ GENから期待された内容かどうか分かりませんし、大いに異論・反論がお有りと思うが、以上私のコメントとさせて頂く。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ どうもありがとうございました。先程申し忘れたが、遠藤さん、それから船曳さんには口頭での報告にさせてもらうという連絡を事前に受けており、皆さんのお手元には資料はないがよろしく願いたい。では続けて船曳さんをお願いする、船曳さんのご報告の後に少し議論をしたい。

船曳尚（ナットソース・ジャパン株式会社）

- ・ 今日は船曳という個人の立場でお話しさせて頂く。見学さんより私の方が多分とんがった意見を言うと思うが、議論の活性化のために敢えて申し上げる部分もあるということで、ご了承頂ければと思う。
- ・ RPSもしくは新エネルギー全体の話をするときに、先ず2・3点前提として考えておかなければならないことがあると思う。まず一番最初は、新エネの導入促進が「金科玉条」ではないだろうということである。適切なコスト、特に社会的に許容される負担の中で最大化を目指さなければならないだろう、という所が一番大切だろうと思う。個々の事業者としては、当然、収益の最大化・事業の成り立ちというものがあるだろうが、全体の制度の話をする時には、社会に許容される負担、もしくは誰がどのように負担するかということをもっと一番に考えなければならないだろうと思う。
- ・ 次に、RPSの置かれているポジションについてである。よく「1.35%」という数字が一人歩きしているが、RPSは新エネの中のほんの一部の話である。新エネ全体からすれば、2010年時点で、経済産業省エネ庁で考えられているところでは、全体の電気事業者の発電電力量の13%を水力・地熱・新エネルギーでまかなう、もしくは一次エネルギーでいえば7%をまかなう、というのが前回のRPSの小委員会でエネ庁の資料で出ている。RPSはこういう数字の中の1つのパーツである。ですから、RPSの見直しを考える時には、パーツをどう使うかということをもう一つの立場として考えるべきであろう。
- ・ 3番目に、この国の国民性なるものをもっと一度考えるべきである。日本独自の、日本のいろいろな

現状に合わせて国民性というものを考えるべきだ。欧米を考えると、彼らは割と目標値などを見直して行くということを自由にやる風土があるが、日本の場合、義務量・目標値を一度決めるとなかなかずらさない、ずらせない、という環境がある。であるならば、どういう目標なり義務をかければいいのか、という所について日本の仕様をきちんと考えた方が良いのではないだろうか、ということだ。この3点を先ず前提として、私の意見を述べさせて頂く。

- GEN からいくつかお話を頂いており、それに基づいて話をさせて頂く。まず、目標の長期化についてどう考えるかについては、基本的には長期の目標は是非立てるべきだと思う。ただ見学さんもおっしゃったが、義務としての数値は4年毎の見直しで十分いいだろうと思う。それ以上に、目標としての数値が別途にあり、それに合うように、そのターゲットになるべく出来るように、順次義務を実情に合わせて作って行くべきはないかと思う。目標については、例えばRPSのターゲットであれば、何億 kWh を何年にやらなければならないという形ではなく、何億 kWh を何年までにとか、そういった少しやわらかな表現の仕方・目標の立て方は一つのアイデアだろうと思っている。また、こういう目標の立て方について、エネルギー長期計画や温暖化対策の諸制度、根本的には電気事業法や電気事業の制度などときちんと整合を取る、整合の取れた数字をやるということが必要だと思う。見直しの時も逆に言えば、そういうことを考えるべきであると思う。そういう意味では、2010年の122億 kWh という数字についても、この数字をいじるべきではないかというご意見が世の中にあることも知っているが、逆にこれをいじることによって何が起るか。少なくとも温暖化の目標達成計画は完全に崩れて行くだろうし、そういうところ含めての議論がきちんとされるべきであろうと思っている。
- 次に、市場の流動性を高めることについてである。そもそも流動性が必要かというお話もあったが、私、個人的には市場の流動性はあるべきだと思う。見学さんの図に非常に分かりやすく示されていたように、色々な立場によってマーケットの使い方が違う。今どうですかと聞かれると、マーケットには2つの側面があると思っている。1つは売ることができる、買うことができるという使い勝手の話。もう1つは「今いくらぐらいか」という、要は価格の情報発信能力。ナットソースが扱っているところと言うと、今、売ることができる買うことができるということ言えば、少なくともスポット、実績ベースの kWh で表せるものについて売るとはほとんど可能である。ということは逆に言えば、いくつかの電気事業者さんのご協力の下に、そろそろマーケットという体を成し出しているということである。逆に、買うことができるかという時には、仮にだが、東京電力が「買う、義務量を全部調達したい」と言われると、今、現状においてはなかなかそこまでご用立てすることは難しい。
- そういう意味で、良い流動性ができているか、マーケットとして売ることができる買うことができることについてどうかと言われれば、まだ片手落ちの部分はあるが、徐々にそういう流動性という意味では、「出来かけている」ということになろうと思う。ただ、価格の情報発信については、流動性を作るという面で、我々この部分は逆に押さえている部分がある。要は、機密保持契約で、こういう情報というのは機密保持契約を結んだ方の中でだけで留めますよということを前提にして、逆に言えば流動性の形勢にご協力頂いている部分があるので、ここの所は私どもは逆に言えば苦しんでいるという状況になる。
- そうした中で、なぜ流動性が必要かということについてである。確かに、売ること買うことができるからということはあるが、実際私どもが最終的に求めているのは、自然エネルギー発電事業者・

電気事業者（電力会社）の中だけでこういう事業リスクを取ることが果たして良いのだろうか、という問題意識からである。できれば、例えばファイナンスの面から、こういう価格変動リスクを回避できるような手段が提供されるならば、これは電気事業者にとっても発電事業者にとっても本当はハッピーになるのではないかと（ハッピーでないかもしれないが）、こういう選択肢があっても良いのではないかと、思っている。そのためのインフラの1つとして、マーケットの特に価格情報、もしくは信頼できるマーケットの形成というものが必要であり、その最低の条件が流動性の確保であろうと思う。

- ・ ちなみに資源エネルギー庁のアンケートというものがある。アンケートの結果、いろいろな数値・価格が出てきているが、私は長く金融マーケットの方にいたが、捕捉率、カバレッジの面からいうと非常に危うい面がある。初年度の所でいえば、取引1件が全体の取引移転量の約半分の量を占めている。ところが、その1件について何の答えも無かったということで、残りの15件、つまり半分の量の中で、その加重平均だとか単純平均だとかの数値が出されていた。今年発表された昨年度のものについては、逆に言えばキャバレッジがいくらだとかいうところは一切何の公表もされていない。そういう意味では、例えばファイナンスの方からこういう数値を使うという時に、信頼性の面で説明責任が取れているのかという所が非常に不安に思う。
- ・ 次に価格の安定化、上限価格や下限価格についてである。これについては私は基本的に不要だと思っている。上限価格に達するもしくは下限価格に達するということは、目標設定における需給関係を完全に見誤っている、そういう意味で制度運用上の失態であると思っている。逆に言えば、そのように見誤らないように、きちんとした需給を勘案した目標の設定なりを行うべきであろう。特に3年から5年先までの義務量が直近でかかるので、これから設備の建設、日本の場合は概ねリードタイムが1年で済むケースは非常に少なく、3~5年かかることはままあるので、そういう意味では新規の供給力の話は比較的可見やすい状況にある。そこの部分で言えば、需給予測をなるべくしっかりして、それに基づいた義務量の設定をすべきだ。当然そこの所にくわばくかのスパイスがあって、過剰な負担であれば義務量を少なめにする、もっと導入促進すべき、それが国民のコンセンサスだということならば若干スパイスをかける（多めにする）ということはあるかと思うので、そういうことを加味すればいいと思っている。
- ・ ちなみに下限価格のお話があったが、これに対して私は非常に不信感を持っている。まず購入を強制される企業はどなたなのか、義務量以上の資金負担について株主を含めたいろいろな方に果たして説明責任がつくのか、また下限価格を設定する場合の価格水準の根拠は何になるのか、というようなことについて私自身は非常に疑問を持っている。
- ・ 次に、自然エネルギーの技術の成熟度の違いをどう考えたらよいか、という点。これはRPSの側面だけから言うと、RPSでは技術の成熟度については関わるべきでないと思っている。RPSというのは基本的には、新エネルギー、RPSの対象には同一に負荷されるべきであろうと考えている。そもそも電気の価格があり、その上にRPSの相当量の値段があり、その上に例えば補助金なりの政策的な促進の階層があっていいのだろう、その方が素直だろうと思う。その意味では、RPSの所で技術の成熟の度合いを表現するのは、例えば太陽光については特殊なクレジットを作るだとか、そういうやり方はどちらかというと反対というのが私の今の考えである。なぜこういうことを申し上げるかと言うと、運用面において多分に反対意見が多いというのは十分承知しているが、RPSの制度自身は割と良い制度だと私は思っている。飯田さんのおっしゃっている固定価格買取制度もそう

のだが、今までの補助金と違って、設備・設置に対してお金が付くのではなく運用実績で事業者にお金が入る形であり、こういう形は特にこれから重要になってくるだろうと思う。そう意味で RPS というものは市場メカニズムを使うことをうたっているの、なるべくシンプルな制度運用というものが円滑な制度運用には必要なだろう、という思いから申し上げている。

- ・ 次に RPS 法を前提としない仕組みの議論という所で、固定価格・固定枠・両者のハイブリッドなどどのような制度にするのが望ましいかという点。ここは飯田さんと意見がぶつかっている所だが、私自身は固定価格よりは固定枠の方が良いと思っている。なぜかと言うと、一番最初に申したが、この国は一旦目標値なり価格なりを決めると、それをなかなかずらすことができない。欧州のそうということがやれる方々とは日本では、土壌がかなり違うのではないか。そういう中で価格を固定することが、逆にいえば新エネルギー・RPS の電気のポテンシャルを摘む可能性がある。当然、初期の段階においては、まさにこの前の新エネ部会での発表で飯田さんが「プラハの春」という言い方をされていたが、初期の導入促進という意味では固定価格は割と良い制度かなと思う。ただ、そろそろ新エネルギー全体からすれば産業として飛び出す時期だろうと思う。そうした中であれば、固定枠によっていろいろな技術の切磋琢磨があってもいいのではないかと、そういう時期にそろそろ差しかかっているのではないかと意味で、どちらかという固定枠を私個人的には支持している。
- ・ 次に費用負担についてである。これについては、遠藤さんもおっしゃったが、基本的には受益者負担、電気を使った方々が支払うのがいいだろうと思っている。こういった中、これは見学さんには耳の痛い話になると思うが、(電力会社の)自由化部分と非自由化部分での負担の問題を、もう一度電気事業全体の中で見た時に考えた方がいいのかなという気がする。電力会社の非自由化部分に対する料金の設定の仕方は、基本的にはまだ総括原価、ABC 会計に基づく原価計算の中でされている。では、新エネルギー、特に今まで買っているものについて、その費用の負担をどのように処理しているかという部分が出てくる。逆に言えば、自由化部分、すなわち PPS などと競争されている部分にどういう負担の仕方をしているのかが今のところ正確には見えていない。そういう意味では、ここは受益者負担だという割り切りがもしできるならば、仮にだが、電気料金の徴収票に「うち消費税いくら」ということが書かれているが、そのように RPS (新エネルギー) のコストも別立てできちっと負担者に説明するような形はどうだろうかと思っている。当然今の電力会社の会計の処理の仕方や諸々からして、すぐにはできるかどうかは分からないが、そのようにすることによって受益者負担というものが明確になると考えている。また費用負担のところでもう1つ申し上げると、「今 RPS の制度が入りました、もしくはこれからやります」という中で言えば、特に北海道電力や東北電力といった、過去の「プラハの春」時代に、比較的高い値段で新エネルギーを大量に買われた方々がいらっしゃる。そういう大きな負担をされている方に対してどのような配慮をするか。基本的には RPS は負担の平準化という部分があるが、そういう所で過去の部分で負担をされている方に対する平準化という所をもう一度、この受益者負担という所では考える必要がある。
- ・ それから環境税・炭素税の話である。環境税・炭素税については、環境省の方もいらっやしているが、私個人的に、これは会社としてもだが、産業部門に対する課税に対しては反対である。特に民生・運輸などの、今うまくバランスが取れていない所にインパクトがあるのであれば、そういう方々に対して課税する、また全体で課税した中で産業部門を外す免除するというやり方があると思う。ただ現状の環境省案の税率は、二酸化炭素の排出権取引もやっている私の感覚からすれば、非常に低い値段である。そのような低い値段(税率)でやった場合、特にエネルギー市場の価格弾

力性が非常に低い中で、すなわち原油価格が上がってもなかなかドライブをやめないという状況の中で、果たして環境税を導入したことによって、本当に価値があるか、それだけの効果もたらされるかどうかについてきわめて疑問を持っている。また、極端な言い方をすれば、今の環境省案のような低い税率であるならば、かえって省エネをやるよりも、「税金を払って免罪符をもらいますよ、買いますよ」という言い方をする企業も出てくると思われる、税を払った方が省エネ投資よりもいいのだと。だいたい日本の産業の省エネ投資のコストは二酸化炭素 1 トン当たり 1 万円を超えるのがほとんどなので、じゃあそれに対して「税を払えば二酸化炭素の所を我々は免除されるんですよ」という考え方の企業も出てくるかもしれない。そう意味で、あえて言いますが、環境税・炭素税を入れるならば、ターゲットを絞って世の中のコストよりも高い部分（税率）に設定しないと本当の意味での CO2 の国内削減には向かわないだろうと思う。かつ、その用途についてだが、果たして新エネの方に向けるべきかどうかということについて言えば、私は基本的に NO である。環境税入れました、炭素税入れました、ではその財源を使って新エネ導入の促進をしましょう、では果たしてそれだけのパフォーマンスが取れるのか。環境税・炭素税は、基本的には京都議定書対応という色彩が非常に強いので、であるならば税収で安い海外のクレジットを買ってくる、それで余ったお金があるならばプラスアルファで対策に充てるというのなら筋は通ると思う。そういう意味で、まずは効果をきちんと見極めるべきだろうと思っている。

- ・ 最後に、経済的な支援方法諸々についてだ。基本的には先ほど前提で申し上げたが、今電力会社が自分の所で自主的にコミットされているものがあり、まずそういうものを前提にすべきだが、ただコミットも社会の情勢によって十分に変わりうるといえよう。ここで事業リスクについて、(新エネ) 発電事業者も電気事業者もリスクをきちんと認識して「リスクを取る」という意識がこれから必要だろうと思う。特に (新エネ) 発電事業者の方に申し上げたいのは、事業者としてリスクをあくまでも回避するのではなく、すなわち今までのように電気事業者もしくは税金という形で他に押し付けるのではなく、どうやってそういうものをマネジメントできるかという視点がこれからの新エネの導入・促進には本当は必要なだろうと思う。
- ・ 若干論点がぼけるようなことになったが、私の報告は以上である。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 船曳さんありがとうございます。それでは、見学さんの時間があと 10 分を切っているので、見学さんへのご意見・ご質問があれば先にどうぞ。あるいは、見学さんからはいかがか、例えば船曳さんから総括原価方式などへのご指摘があったが。

見学信一郎（東京電力株式会社企画部調査グループ）

- ・ 遠藤さん・船曳さんのコメントに対するコメントということで申し上げます。
- ・ 長期化ということで 15 年とおっしゃったと思うが、いろいろなご意見があると思う。実は私も電力会社の方も先々の事業リスクという中では、原子力などは数千億円単位の投資をして 40 年といった期間で回収して行かなければいけない。自由化が始まっている中で、その回収保証というのは基本的になくなってしまっている。いろいろな事業者がいろいろな要素の中で事業リスクというのを取っているのだろうと思う。だからといって、原子力を 40 年保証してほしいというのは乱暴な議論だと思うし、それぞれの事業者がとるべきリスクというのは、ビジネスである以上あるのだろう

と思っている。

- ・ 電源開発促進税の予算に余裕があるという話は、見方が2点あると思う。1つは予算に対する執行率の問題だ。広報予算等々のお話が国会等で指摘があったことは、私どもも認識している。広報予算が無駄に使われている、ホームページに何億円も使っているというのは役所のマネジメントの問題だと思うので、そこはきちっと厳正にやって頂くということは皆さん異論のないところだと思う。他方、もともと電促税については、原子力を中心とした電源開発をきちっと進めるという趣旨のものである。ここ数年に関して言えば、原子力の立地は確かに進んでいない。ただし、今年取りまとめられた原子力政策大綱等で、今後、国策として積極的に進めなければならないとされており、それに必要な財政需要というのはしかるべきタイミングできちっと交付金として出して頂いて、原子力の立地を認めて頂いた各自治体・地方にきちっとそれを交付して頂くという仕組みと財源をとっておかないといけないので、必ずしも今あるお金が将来的にも余裕があるという訳ではないと思う。
- ・ それから、EUでは国によっては系統規模に対して20%~25%といった(風力発電の)流入量があるという話があった。東大の荒川先生などのご指摘によれば、一国の系統規模からすると2~3割はあるということだが、結局吸い込み口というのは系統全体、例えば北欧ならば国ごとではなく北欧全体のノルデル(Nordel)、欧州大陸ならば欧州大陸の全体の面の中での流入量については、また違う数字があるのではないかと思う。
- ・ 次に総括原価についてである。我々の電気料金を決める時の設計思想として、まずはすべてのコストを総括原価で算定して、それをABC会計というきちとした区分に基づいて種別ごとに割り振って、単価を決めている。従って、自由化されていない部分に我々の恣意性・裁量性でもって何かコストを寄せるということは、認められていないし、行っていない。自由化料金については、コストについてはきちとした割り振りをしているものの価格は自由競争であり、非自由化分野のように総括原価プラス適性報酬率であるのとは違う、そういう差だと思っている。

畑直之(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

- ・ ありがとうございます。見学さんはお時間かもしれないが、見学さんにご意見・ご質問があるか。

金田誠一(衆議院議員 民主党)

- ・ 東電に聞きたい。要は誰が負担するかということが重要だと思うが、今の負担の仕方は必ずしも明確でない感じがする。これから(自然エネルギーを)伸ばして行くにあたって、最終的に消費者が負担して行くことになると思うが、どういう仕組みで負担して行くかだ。特定規模電気事業者などもある中で、消費する者が平等に公平に負担する仕組みはこうあるべきと(東電で)検討しているようなことはあるのか、もしくは「こういう方法があるのでは」というような提案をして頂ければ検討しやすいと思う。

見学信一郎(東京電力株式会社企画部調査グループ)

- ・ 特定規模電気事業者いわゆるPPSもRPS法の義務対象者であり、そういう意味では率という意味では同じ負担をされており、競争上の考え方としてそういうことだろう。新工ネ部会の議論でも消費者がこの制度をよく分かっていないというのは、確かにそうだろうと思う。先程説明した通り、我々としては一応自主的な取り組みの中で、寄付という形ではあるが、自分で拠出して風力発電を設置

するとか、あるいは企業としてグリーン電力証書にお金を拠出して、名刺や CSR レポートやパンフレットに証書でもってグリーンな電力を購入していることを記している。このように消費者側の参加型の制度として用意しており、そういうものをご活用頂きたいと思っている。

金田誠一（衆議院議員 民主党）

- ・ しかしそれは、企業イメージを高めるために商品を買う、という企業判断に基づいた支出になると思う。個人の消費者についてもそれによる「満足感」ということになるのだろうと思う。要は全消費者が平等に公平に負担するシステムでなければ、自主的なものだけに依存してこれからやって行くという制度設計では、気休め程度の話にしかならないだろう。本当にやって行くとなると、どうやって支援するかでなくて、どうやって負担するか、ではないかと思う。飯田さんのペーパーの書き振りが「支援」になっていると思う。国民がどうやって負担するか、負担する制度の仕組みを作っていくということだろう。そういうものを、（電力）業界を挙げて、こう負担すれば平等に負担できるという提案を出してもらえると面白いだろう、「ボランティア」の話ではなくて、是非ご検討頂ければと思う。

飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 私の方からも、まさにその話を差し上げようと思っていたところだ。
- ・ 先程から受益者負担という話があるが、私の論点メモで挙げているように、今日は出ていないが、「汚染者負担」という話も絶対必要であろう。お三方のお話を聞いていて、RPS 法という歪んだ制度に一旦収まったものを開けようとする、パンドラの箱のようにいろんな議論が出てくるということは確かだが、それでも議論しなければならないと思う。余り小手先で義務量をちょっといじくるなどの話ではないだろう。その最大の論点は、誰が負担するか、どのように支援するか、ということだろう。その時に見学さんの資料に書いてあるグリーン電力は、受益者負担でもなく、ボランティアで出す人が出してという非常に小さい仕組みであり、これはこれでビジネスとしてやればいい。例えば電気料金で負担する（乗せる）というのは、一種の錯覚があるが電力会社の負担ではなく、電力消費者の負担であり、そこを分けて考える必要がある。また政府と国民というのも、政府の負担といっても国民の税金から来ている。では、国民全般の負担なのか、それを政府を通じて出すのか、電気料金で負担させるのか、という負担論が重要だ。負担論の話は、グリーン電力のような自発的な人がやる世界とは別であり、社会の公共政策としてどうあるべきかということであり、見学さんの哲学を聞きたい。席を離れる前にそこだけ話して頂きたい。

見学信一郎（東京電力株式会社企画部調査グループ）

- ・ 金田先生や飯田さんのご指摘の点についてだが、例えば先程の環境税の話に反対と申し上げた。個人的な意見になるかもしれないが、今提案されている環境税に反対している理由は電力やガスをターゲットにしているという側面があるが、裏を返すと本来炭素税的にはターゲットにすべき所が、政策的な思惑もあって抜けてしまっているという点もある。真に炭素を使った人が（課税面で）評価される形になっていない所がある。例えば原子力は省 CO2 的にはエース級であるので（もちろん自然エネルギーもそうだが）、例えば炭素税といった（CO2 の）外部経済性に着目した政策あるべき姿の一つかと思う。従って、（炭素税を）やるとするならば、これは減免、これは減免、というような

骨抜きにならないように、(CO2の環境負荷を)きちっと等しく評価する制度にすべきだろう。ただし、最近、原油がこれだけ上がっている中で、ガソリンの需要は価格弾力性がない所を見ると、税金が上がってどのくらい(削減に)なるかというのは微妙なところだと思う。

畑直之(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

- ・ ぎりぎりまでありがとうございました、また次回もお願いしたい。
- ・ それでは、ちょうど何人もの方から環境税/炭素税についてのコメントもあったので、資料として1枚紙をご用意頂いた環境省地球温暖化対策課の関谷課長補佐からご報告を頂きたい。

関谷毅史(環境省地球環境局地球温暖化対策課)

- ・ 今もお話を聞かせていただき、今回RPS法の改正議論ということで、資源エネルギー庁がいない中で、環境省だけが政府から来ているという状況がどんなものかなと思いながら来た。
- ・ はからずも環境税の話もかなり出たということで、RPS法の改正の議論というよりは、自然エネルギーを普及させて行く中で、環境税の提案が俎上の端に乗っている段階であり、その紹介をさせて頂くことで、私どもの自然エネルギーに対する考え方の一部を紹介する形になろう。事前にご提示頂いた論点に一つ一つお答えする形にならないことは、ご了承頂きたい。
- ・ 何人かの方のご発言の中で、RPSが自然エネルギーの普及のための政策のすべてではなく、その一部の政策であるという指摘があったのは、まさにその通りだと思う。RPSだけを前提にした議論ではないからこそ、私どもも今日ここに参加させて頂いているといえる。前回第2回のこの委員会でも太陽光発電の関係で報告したように、様々な補助制度を含めて取り組んでいる。今日は資料としては1枚紙をお持ちした。環境税自体は様々な世の中の情勢を勘案しながら、提案を10月末に出した。今日も既にいろいろな形のご批判を頂戴したが、個人的にはごもっともなご指摘ばかりという所もある。ただ今年の案は、昨年からの議論の継続で悩みに悩んだ末の案であり、ベスト/パーフェクトという訳ではなく、むしろ第1弾として打ち出すものとして提案させて頂いたものである。ご指摘のあった、例えば、課税の対象が歪んでいるのではないかということや、税率が低すぎるのではないかといったことは、そういった文脈の中でとらえて頂くしかないのかなと思う。産業に対する配慮については、一定の軽減措置も含めて提案している。エネルギーの価格弾力性がなくて効果もないのではないかととも言われており、現にガソリン価格などを見ているとそういう面もあると思う。だが今回提案の環境税は、短期的には京都議定書の目標達成の手段ではあるが、中長期的に効果を狙っていく中で、ある程度長いスパンで消費者・国民の消費に対する態度を変えて行くことも重要であろう。そういった面でも、今回提案している制度は効果を上げて行くと考えている。
- ・ 税金の使い道の議論は、資料の裏面の方に、環境省で検討中の税収の使途の案を示してある。今回の提案は一般財源であるが、それを仮に温暖化対策に使う場合にこのように使うことが考えられるというものを書いており、中には新エネの普及も入れさせて頂いている。先ほど船曳さんからは(新エネには)使うべきではないというご意見もあったが、確かに費用対効果という側面を考えた時に何をまずやるべきか、京都議定書目標達成のために海外のクレジットを買う、という議論もある。私どもは目標達成のために、安いものをあきらめてとにかく自然エネルギーだ、という訳ではない。今は環境税の議論とは切り離されているが、来年から(海外からの)クレジット調達の費用を予算制度の中で措置していくべく財務省と協議をしている。ある意味、京都議定書目標達成の最後の担

保手段の手当てをしつつ、中長期的なものをにらみながら環境税の使途としての新エネルギーも考えて行こう、という側面もあるということだ。そうは言いながら、今回環境税収の使途としての新エネルギーを掲げている中身は、資料裏面の下のほうにあるように「RPS 法の目標を超えて新エネを購入する電力会社を支援する」「国や都道府県が率先購入するための財源とする」となっている。この考え方は、RPS や新エネルギーを超えて、エネルギー転換部門・発電部門において、京都議定書目標達成計画で想定した排出レベルを確保する上でこうした取り組みが必要なのではないか、ということを書いてあるものだ。RPS 法の話の外に出るが、先程来、一般電気事業者に加え、PPS の位置付けという話もあったが、現状を見ると、日本の電力市場の供給サイドにおける PPS の役割は年々大きくなっていく中で、CO2 排出で見ると炭素集約度の高いエネルギー源（石炭など）を使っている方々も多い。一般電気事業者は自主行動計画ということで原単位削減について自主的にコミットしているが、その範囲から漏れている PPS が炭素集約度の高いエネルギーで発電をしており、ここが度が過ぎると目標達成全体に悪影響を及ぼす可能性があるという考えで、RPS 法を超えた部分の支援を環境税を使ってやるべきだということを書いてあるものだ。

- ・ 環境税からは離れるが、先程の話の中で、RPS 法の制度がすべてではない、自然エネルギーの技術の成熟度についての考慮は RPS 法の外でやった方がいいのではないかという意見も出ていた。技術の選択にあたっては市場原理の世界があっても構わないが、経済原理だけでなく、戦略的に長期的な観点から伸ばして行くものを国として支援して行くというものが必要ではないかと私は思っている。ここの環境税収の使途には書いていないが、技術開発や率先的・実証的な導入を含め、RPS 法の外になるかもしれないが、技術の成熟度に応じた公的な支援や制度を別途検討することは、十分あっていいのではないかと思う。
- ・ 前回の太陽光発電の関係でも紹介したかもしれないが、新エネルギーの導入の中で、これまで一般的に行われてきた初期投資への補助だけでは不十分ではないかと思う。もちろん、電力会社が自主的に取り組んでいる新エネ購入メニューが非常に大きな役割を果たしているが、さらに我々としても、そういった新エネルギーの導入が CO2 の削減により効果的に働くような支援を、出来ればランニング補助に近い形でできないかといった問題意識は常に持っている。ただなかなか難しく、平成 18 年度の予算でもそういった芽を出そうと太陽光に絡んで要求しているが、財政当局との関係では非常に難しい議論になっている状況ではある。
- ・ 費用負担は、特定の関係者にのみ負わせるのではなくて、あらゆる主体の中での適切な分担がないと、持続可能な形にはなって行かないだろうということは常に我々としても痛感している。それを制度的な仕組みに持って行けるかは、RPS 法の改正の議論とも関連するので、すぐに答えが見つかる訳ではない。また我々としては、制度的なものとは別に、各地域レベルでの関係者間での適切な費用分担を実現するモデル作りを支援することもやっている。制度的な絵姿を描く際に直接の参考にはならないが、世の中の普及啓発も含め、長い目で見た構造改革には有効ではないかと考えて進めていきたいと思っている。いずれにしても、自然エネルギーについても、RPS 法の範疇というよりは、もう少し幅広い文脈からコミットしたいと考えているところだ。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ どうもありがとうございます。あと 30 分程度だが、議論に入りたい。議論の口火を切る形で GEN の飯田の方から述べる。

飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ お手元の資料（横長のもの）にいくつかの論点メモを用意したが、今日の皆さんのご発表で既に出ているので全部は逐一は説明しないが、項目としては大体このような所かと思う。
- ・ その前に今日前半に出た所で、私なりに意見を申し上げたい。まず、RPS はいろいろな要素の 1 つだということが船曳さんから出たが、それは違う。大きく分けると確かに 1 つかもしれないが。大きく分けると、電力分野の再生可能エネルギー、熱分野の再生可能エネルギー、交通・輸送分野の再生可能エネルギーがあり、そのうち RPS 法は電力分野ということになる。
- ・ 先程船曳さんが引用した「13%」云々は、ダム式水力と地熱を入れた下駄を履かせた数字の話であろう。ドイツにしてもヨーロッパにしても、要はこれから増やす話、10%・20%増やす話をしている。日本で何の話をしているかという、ダムを含めた話をしているが、「無い袖は振れない」（実際ダムは増やせない）ので、それは意味がない。New Renewable といわれている風力を筆頭とする小水力などを含む「新しい再生可能エネルギー」をどれだけ増やすか、10%・20%増やすか、という話である。その分野をカバーしているのがまさに RPS 法であるので、それを余り矮小化して言うべきではない。これはファクトとしてそうとらえるべきであろう。
- ・ もう 1 つ、確かに RPS 法はいろいろな要素の諸制度の束の 1 つである、という考えは必要であろう。その意味から言うと、先程から出ている環境税に関する批判論で、「（低い税率では）効果がないのではないか」という話は、「京都議定書にアメリカが入っていないから効果がない」という話と非常によく似ていると思う。では、（低い税率だと）効果がないから高い税率にして効果があるようにするということ、今度は「影響がありすぎるから反対だ」となる。結局、目先の負担の議論を逃げる議論になってしまう。そこで「効果論」の前に何が必要かということ、今日の費用負担の論点メモの所に挙げてあるが、汚染者負担原則をまず考えるべきであろう。先程から例示されている話で、「ガソリン価格がちょっと上がっても車が減らない」という話があるが、車というのはよく考えてみると都市交通インフラや公共交通がこれだけ衰退していて、あれだけ利便性が高いとか、一種の「車フェチ」のような社会があって、ガソリンだけの価格で決まる訳ではなく、まさに「諸制度の束」以上の社会要因すべてによって決まるのであって、価格は本当に一要因にしかすぎない。そういうものだけを「針小棒大」に取り上げて、原則論である「汚染者負担原則」に沿ってルール・社会公共政策を作るのだという、目線・ベクトルを失ってはいけない。一旦、汚染者負担原則でまず部分的に入れながら、徐々にいろいろな視点から制度を作り上げて行くということが必要かと思う。大きな原則に沿ったルールは作りにくい、その目線を失わずに作っていくのが大事であり、前半の議論を聞いていて、議論のブレがあったのではないかと思った。
- ・ 費用に関しては先程、需要家負担というのがあったが、汚染者負担原則が何らかの形で必要だろう。ただこの時に、CO2（削減効果）だけなのかということ、新エネに関して言えばエネルギーセキュリティ効果や産業育成効果などいくつかのプラスアルファの要素がある。先程あった「炭素だつたらよそ（外国）から安いものを買ってくればいい」という話だけではなく、ポートフォリオ的な話だ。全体の価格効果も必要だが、単にどれか 1 つの「汚染者負担原則だけで」とか「需要家負担原則だけで」ということではないと思う。いずれにせよ、外部性を誰が背負うのかという議論は改めて必要ではないかと思って、議論を整理してみた。需要家の受益者負担でごく一部だけ部分負担するもの、例えば東京電力でいえばグリーン電力というものもある。たがこのような自発的な負担は、あえ

て取り上げたが、大きな原則とは違うものであり、別の世界でやって頂くとして、汚染者負担か電力供給者負担か需要家負担か、大きくこの3つの中で制度を作っていくしかないだろうと思う。あとはイコールフットイングの議論があって、義務対象者として誰が入のかという議論、支援のレベルなどの論点がある。これらを参考に議論して頂ければと思う。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ それでは、時間も余りないので、最初の議論から含めてから質問・ご意見など出して頂ければと思う。

堀俊夫（株式会社グリーンパワーインベストメント）

- ・ 昨年まではユーラスエネルギーでやっていたが、退任して、新たな事業を興している。
- ・ これまでの議論を聞いて、市場メカニズム云々の話が出ているが、世の中がどうなっているかという話、特に海外で事業をしているので海外の話をしたい。
- ・ 例えば、2006年の風力発電の機械はどこにももう売ってくれる所はない、とっくの昔に欧米の電力会社買い占めている。もう1つ起きていることは、皆さんご承知だと思うが、近年ゼネラルエレクトリックス（GE）がエンロンを買収し風力発電事業に参入した、今年はジメンスがデンマークの風力発電業界の優秀なメーカーを買収した。今、日本で風力発電機を買いたいと言うと、非常に高価な値段がオファーされる。もっと言うと、日本はマーケットだと皆から思われていない。その中で皆さんが、市場メカニズムがどうのこうの、1.35%が多い少ないと言っているが、余りにも格段の違いだという感にとられる。あくまでもマーケットメカニズムはマーケットがそこに大きくあるからであって、もう海外のメーカーは日本に売ろうという気がない。それは、日本がクリーンエネルギー・新エネルギーのマーケットがいかに小さいかということだ。つい最近オランダのヌーオン（Nuon）という電力会社がスペインでやっていた風車発電事業を売りに出したら、原油価格が70ドルをオーバーするという事態に鑑みて、40何社が応札した。こういうことが「クリーン」とか「グリーン」ということ以外に、代替エネルギーとしての価値というものを目指して、世の中のプレイヤーが死に物狂いでやっている状況だ。そういう状況の中で、日本では、「1.35%」が多いとか、2010年の後はそのまま続くだろうとか、そのまま置いておいて15年先まで考えなくてもいいとかの議論・意見が出るということは、非常に日本がよその国と違うと感じる。
- ・ 特に思うのは、市場メカニズムが働くということは何か値段を安くすることだと思っている人が結構多いが、私は必ずしもそうは思わない。日本の風力発電は、風が弱く、建設コストもかかる。例えば、仮に固定価格と呼んで、X点というものが7円か8円か9円かどこかに決めると、それで、風力発電事業を作ろうとする事業者は並大抵の努力をしないとできない、ますますできなくなるだろう。簡単に可能な所は既に各社が押さえている。これからやる所は、風が悪い所、建設が難しい所、搬送が難しい所になる。その中で、例えばX点を8円とすると、市場メカニズムと科学・技術の革新などがないと、日本ではできないと思う。それにおいて、固定価格制は市場メカニズムがないなどと言っている。私は20年も風力発電をやって来て、実際に世の中でなされていることは、まさに知恵を絞り、技術を考え、コストダウンすることであり、そうでなければ、今後日本で風力発電がどんどんできるとは思えない。
- ・ 新エネルギーのマーケットについて、日本の風力発電の政策を考えても、そのように考えられてい

ないのではないかと疑問に思う。現状認識でなかなか難しいことを、欧米では国・電力業界などいろいろな所が力を合わせてやろうということのはずだが、そこが乏しいような気がする。誠に勝手な所感ではあるが、以上である。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ ご意見ということだが、いかがだろうか。今の堀さんのご意見は日本の市場が小さい中で細かいことをやっているのを大きくして行かなければ、ということだと思う。

堀俊夫（株式会社グリーンパワーインベストメント）

- ・ 市場を大きくするというのを考えるのが政策だと思う。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ ありがとうございます。他にご質問でもご意見でもいかがか。

船曳尚（ナットソース・ジャパン株式会社）

- ・ 1点だけ、環境省の方がいらっしゃるので RPS よりちょっと広がる話だが、問題を提起しておきたいと思う。RPS の話は必ず、二酸化炭素（CO₂）の話と結び付けられる所が多い。飯田さんがおっしゃったようにエネルギーセキュリティなど他の要素もあるが、CO₂ という面が非常に強く出てくる。その時に、ナショナルインベントリと RPS 制度とのつながり方がどうかという課題がある。これは多分、CO₂ と RPS 制度ということになる部分が多いのだと思うが。広義に言えば、RPS だけでなくグリーン電力証書なども含めた新エネルギー全体についての、インベントリの中の考え方とその移転のさせ方について、2008 年までにきちっと整理して頂きたい。ナショナルインベントリ自体は環境省の担当だが、エネ庁・経産省と整合性を取ったことをして頂かないと、エネルギーを使う人・作る人・売る人・買う人、それぞれ今「どうしたらいいのか」という思いがあり、その「分からなさ」が事業化や購入や販売をためらっている部分にもなるので、なるべく早急にやって頂ければと思う。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 関谷さん、今の件についてどうか。

関谷毅史（環境省地球環境局地球温暖化対策課）

- ・ インベントリの関係ということで、確におっしゃることがあるかと思う。その所は今リンクが明確ではないので、これから税金を含め CO₂ とお金のリンクを付けて行こうとする時には、そこは避けて通れないと思う。その第一歩として温暖化対策推進法で一定規模以上の排出事業者に対し、排出量の算定・報告・公表制度が来年度から動き出すのが第一歩ではないかと思っている。その先どう育っていくか、根付いていくか分からないが、こういった新エネルギーの取り組みについてどう勘案していくのか、その際に RPS 価値との関係をどうつけて行くのかは議論しなくてはいけないと思うが、現時点ではそこまで議論が行っていないのが現状である。私どもの方でも、CO₂ の方では国内の自主的な排出量取引などもやっており、その中では様々な取り組みを企業にやって頂いて、

それについての助成と取引の試行実験という形でやっている。そういった所と新エネとの関係を、これからつなげて行きたいと思っている。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ ありがとうございます。他はいかがか。今は資源エネルギーも東電もいらっしゃらないが、お互いのご報告についてでもよいが、いかがか。
- ・ それでは1点だけ私から言わせて頂く。今環境税やCO2の話が出たが、私は気候ネットワークという温暖化のNGOの顔もあるのでその立場から申し上げたい。船曳さんが報告でおっしゃった環境税の使い道の費用対効果について、自然エネルギーに使うより外国から買ってくる方がいいという話があった。安ければいいかという問題があり、安ければいいならばロシアからホットエアを買ってくれば一番安い、それは全く（CO2排出）削減にはなっておらず、それでは良くないので、コストだけの問題ではないと思う。どれだけちゃんとCO2が削減されているかが重要で、もちろん費用対効果も必要だが、コストだけだとホットエアに行きついてしまう。司会者の特権のような発言で申し訳ないが。

船曳尚（ナットソース・ジャパン株式会社）

- ・ なかなか個人の立場で話せる機会がないのでしゃべらせてもらう。おっしゃる通りで、排出権取引、特にCDM・JIのような事業は行わずにエミッションを取引で買ってくる場合には、その場のしぎになり、削減がどうされているか分からないままホットエアを買ってくる可能性もあり、コストとしては一番安くなる可能性もある。ただそれは、ロシアやウクライナの「いくらで売る」という売り方の意思決定次第では、高くなる可能性もある。ただ、そういうオプションを含めて、京都議定書を守らなければいけない、国としての約束をどのように守るかという時に、何割はこういうやり方を認めますとか、例えばCDMで特に環境に非常に良いものでコストが安いのであれば優先するといったような、ポートフォリオの組み方やコンセプトをはっきりと示すべきだと思う。
- ・ そういう意味で環境税の議論には入り口と出口の話があるが、出口の所の話をする時に、環境税の対応の大きなパートとして京都議定書の遵守ということがあろう。議定書を確実に守ること、つまり遵守の担保を考えて、そのうちの何割を環境税の対象にする、その時には税率をなんぼでやる、日本国内でそれより安くできるものであればそちらを優先するなど、そういうような議論がどんどんされるべきだろうと思う。ところが今の環境税の議論を見ていると、なかなかそこまでどり着いていない。何となく国内は国内で数字の積み上げだけがあって、本当に費用対効果でお金のところできちっと勘案しているか、きちきちに伸ばした背伸びしきった数字でやっている所があると思うので、なるべく伸び縮みができる自由度が高いような制度設計なり環境税の使い道の議論がされるべきだろうと思う。だから杓子定規に「安ければ買ってこい」ということで言っている訳ではないので、そこをご理解頂ければと思う、（先程の説明が）舌足らずで申し訳なかった。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ ありがとうございます。他にあればどうぞ。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 関谷さんがお話になられてその後の議論に対する質問だ。COP11 があのような（比較的前向きな）結果になって私たちは喜んでいるが、次の削減目標がもっと大きなものにならないと（気温上昇を）2（未満に抑えること）が守れないということを考えると、先程堀さんがおっしゃったような、根本的な変化の議論を今から絶対にしておかなければならない。それに備えて行くためにも、自然エネルギーの法制度の枠組みを大胆に変えて行くべきだと思うし、そういった意味で船曳さんがおっしゃったような経済的な意味でももっと活発な議論が行われた方がいいだろう。
- ・ そこで環境税の話についてだが、この環境省の資料を見ると、「新エネルギーの普及」がビルの省エネ以外では一番費用対効果が良く、150 億円で 300 万トン削減できるとなっている。そうすると、（費用対効果の良くない）「森林の整備・保全」（森林吸収源）に余りにも偏っているように思う。これは環境省が出されている案であり、環境税について全体を見た時にこういうものを出さざるを得ない背景を考えなければならないが、費用対効果で見るとこれだけ効果が上がるのなら「新エネルギーの普及」をもっと大胆に提案して行ったら良いと思い、どうして 150 億円だけなのかと思ったので質問する。

関谷毅史（環境省地球環境局地球温暖化対策課）

- ・ 最初にお話した通り、これは「この通り使います」というものでは必ずしもない。恐らくこの案を作るにあたっては、森林の吸収源の話は別の要素・議論があって、この予算要求をしていく上で 1 つの前提となっていたということがあるので、そこはちょっと別なのかなと思う。それ以外の所について言うと、基本的には、目標達成計画の中で数字は積み上げているが達成するためのお金（予算）の面ではっきりしない部分を充てている。新エネについて言えば、先程少し触れたように、自主行動計画と RPS から漏れてしまう PPS 事業者の石炭増加分を何とか抑えたいという考え方で、その分を積み上げたものだ。そういう限定で、「150 億円・300 万トン」になっている。だから、何も「これを超えてはいけない」ということを言っている訳ではないという前提でお聞き頂きたいと思う。それを超えてやるのであれば、RPS 法が今後どういう形で見直しされて行くかを含めて、考えて行かなければいけない。目標達成のための前提がいろいろ変わった場合、それに応じて積み増しなり、手を打って行く、という形を、税収の使途を考えるこの紙を作る上ではとっている。そういう前提がどう変わって行くかを見極めながら、今後議論して行く必要があるのだろうと思っている。
- ・ 大林さんが最初におっしゃった大規模な構造転換は、まさにその通りだと思う。そこに向けては、RPS 法が役割を果たせるかは個人的にはよく分からないが、別の政策手段も含めて、新エネだけでなくあらゆる面でやって行く必要がある。環境税がそういった方向での国民的議論のきっかけになれば、歓迎すべきことではないかと思っている。

畑直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ ありがとうございます。
- ・ 大体時間になった。今日は私どもの事務的な準備の不足や皆様のご都合もあり、十分な議論ができなかったかもしれず、申し訳ない。その中でご報告・ご議論頂き、ありがとうございました。
- ・ この GEN の新エネ利用特措法改正検討委員会については、今年度もう一回、3 月までの間に行きたい。時期はまだ詰めていないが、テーマは目標量・義務量を予定している。年度の最後の会議と考えており、GEN として取りまとめに向けて何か提案などができればとは思っている。日程が決まり

次第、皆様にご案内させて頂くのでご参加頂ければと思う。

- ・ 本日はお忙しい中ご参加頂き、どうもありがとうございました。

第3回新エネ利用特措法改正検討委員会 参加者リスト（敬称略、マスコミを除く）

国会議員（ 衆参別議席数順）

- 竹下亘 （衆議院議員・自由民主党、環境大臣政務官）
金田誠一 （衆議院議員・民主党）
筒井信隆 （衆議院議員・民主党）
渡辺孝男 （参議院議員・公明党）

（以下代理出席）

- 小杉隆 （衆議院議員・自由民主党）
河野太郎 （衆議院議員・自由民主党）
西本勝子 （衆議院議員・自由民主党）
細野豪志 （衆議院議員・民主党）
田島一成 （衆議院議員・民主党）
清水嘉与子 （参議院議員・自由民主党）
福山哲郎 （参議院議員・民主党）
今泉昭 （参議院議員・民主党）
福島みずほ （参議院議員・社会民主党）

一般（ 五十音順）

- 井澤勇 （スリー・アイ・アソシエイツ（TIA）代表）
石田博 （GEN 会員）
遠藤昭 （日本風力開発株式会社顧問）
岡崎時春 （FoE Japan）
糟谷正義 （日鉄鹿児島地熱株式会社）
河田鐵雄 （ホームサイエンス舎）
北尾浩治 （三菱マテリアル株式会社地熱・電力事業センター）
九島敏 （公営電気事業経営者会議事務局）
見学信一郎 （東京電力株式会社企画部調査グループ）
斉藤純夫 （出光興産株式会社新規事業推進室グリーンエネルギーグループ）
佐藤元彦 （東京海上日動リスクコンサルティング株式会社リスクコンサルティング室環境グループ）
関谷毅史 （環境省地球環境局地球温暖化対策課課長補佐）
高畠哲 （株式会社ユーラスエナジージャパン事業企画室室長）
田中宏季 （伊藤忠エネクス株式会社）
東原俊一 （GEN 会員）

中島大 (小水力利用推進協議会 / 株式会社ヴァイアブルテクノロジー)
原田昭夫 (NPO 法人 輝く未来の風)
船曳尚 (ナットソース・ジャパン株式会社)
紅谷淑子 (GEN 会員)
細川真宏 (環境省環境大臣政務官秘書官)
堀俊夫 (株式会社グリーンパワーインベストメント)
松葉光司 (奥会津地熱株式会社)
丸山康司 (産業技術総合研究所エネルギー技術研究部門分散システムグループ)
森山清治 (出光大分地熱株式会社)
山口聡 (国立国会図書館調査及び立法考査局経済産業課)
和氣政広 (三洋電機株式会社研究開発本部経営企画室)

(以下主催者)

飯田哲也 (「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク代表)
大林ミカ (「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク副代表)
畑直之 (「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク運営委員)